

平成29年度 第8回

魚沼市農業委員会総会議事録

平成29年10月

魚沼市農業委員会

別紙 1

平成29年度第8回魚沼市農業委員会総会委員出欠表

出席 15名 定員 19名
欠席 4名 欠員 0名

(委員)

出	欠	席番	氏名	備考
○		1	菫澤芳子	
○		2	佐藤新一	
○		3	渡邊正一	
	○	4	櫻井信夫	
○		5	大塚和子	
○		6	小幡悦男	
	○	7	中澤正規	
○		8	桜井誠	
○		9	森山行雄	
○		10	森山武郎	
	○	11	酒井浩	
○		12	松田敏彦	
○		13	佐藤正喜	
○		14	桑原正文	
	○	15	渡邊弘義	
○		16	佐藤廣治	
○		17	富永虎良	
○		18	小西正春	
○		19	上村喜久雄	

(事務局)

出	欠	氏名	備考
○		米山真里	
○		穴沢優子	
○		高橋智也	

平成29年度 第8回魚沼市農業委員会総会付議事件一覧表

平成29年10月25日

日程	議案番号	付 議 事 件
		開会宣言 13 時 27 分
1		報告事項 会務報告 部会報告
2		議事録署名委員の指名について <u>9 番 森山 行雄 委員</u> <u>10 番 森山 武郎 委員</u>
3	報告第1号 報告第2号 報告第3号	農地貸借の合意解約について 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出(2歳未満の転用) について
4	議案第1号 議案第2号 議案第3号 議案第4号 議案第5号	農地法第3条の規定による許可申請について 事業計画変更承認申請の承認について 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について 農地法の適用を受けない事実確認の決定について 農用地利用集積計画意見決定について
5		その他
		閉会宣言 14 時 42 分

平成29年度第8回魚沼市農業委員会総会議事録

平成29年度第8回魚沼市農業委員会総会は、平成29年10月25日魚沼市広神コミュニティセンター1階会議室に招集された。

1. 出席委員は、別紙1のとおりである。
2. 本総会に付議された事件は、別紙2のとおりである。

事務局（米山事務局長）

時間が若干早いですがけれども、始めさせていただきたいと思います。

総会に先立ちまして本日の出席者数をご報告いたします。委員定数19名のうち、欠席の届け出のあった方、整理番号4番櫻井信夫委員、整理番号7番中澤正規委員、整理番号11番酒井浩委員、整理番号15番渡邊弘義委員の4名です。出席者15名で、魚沼市農業委員会会議規則第7条の規定による定数に達しておりますので、ただいまから平成29年度第8回魚沼市農業委員会総会を開催いたします。

初めに、上村会長から挨拶をいただきます。

（時刻は13時27分）

上村会長

（挨拶）

会 務 報 告

議 長（上村会長）

まず、日程第1報告事項「会務報告」を議題とします。

事務局（米山事務局長）

主要会務報告、主要会務予定について説明

議 長（上村会長）

続きまして、各地区部会から報告ありましたらお願いいたします。

第1地区部会会長（森山武郎委員）

第1部会として別段ございません。

第2地区部会会長（桑原正文委員）

第2部会別段ございません。今会務予定でありますように11月1日に食育出前講座がありますので、またご協力をよろしくお願いいたします。

第3地区部会会長（佐藤正喜委員）

第3部会は特にごございません。

第4地区部会（小西正春委員）

はい、第4部会ありません。

議長（上村会長）

それでは、それぞれ会務、部会報告が終わりました。
続きまして、広報部会、葦澤副会長お願いいたします。

広報部会副会長（葦澤芳子委員）

広報部会では、10月4日に夜7時より部会を開きまして、12月10日に発行する農業委員だよりについて話し合いました。そして、11月6日にまた部会を開いて最終まとめに入りたいと思っています。皆さんのところに記事をお願いに行ったかと思いますが、よろしくお願いいたします。以上です。

議長（上村会長）

それでは、今会務報告並びに部会報告が終わりましたが、この会務報告の中で10月19日に葦澤委員から女性農業委員会の研修会に出席いただきました。その内容等報告願えればありがたいと思っておりますので、葦澤委員よろしく申し上げます。

葦澤芳子委員

先ほどお話がありましたが、19・20日にかけて新潟県妙高市で行われました北信越ブロック研修会と、その時併せて新潟女性農業委員の会総会が午前中に一緒に行われたんですが、それに出席させてもらいました。今回県の石山農業委員会会長さん初め101名の出席者でした。

今回の北信越ブロックのテーマが「農地利用最適化の推進のため、女性農業委員が担う役割として」ということがテーマでしたので、講師に福岡県のみやま市農業委員会会長の徳永順子さんから来ていただきまして、日頃徳永さんがこの農業委員として周りの耕作放棄地を菜の花プロジェクトと一緒にやって菜の花を咲かせて、その菜の花の畑をまた子供さんたちの食の教育につなげていっている。そしてその菜の花をまた菜の花オイルというのを商品化しまして、とても素敵なデザインだったんですけど、そういうのをデザインもそうですけど、外部のちゃんとしたデザイナーさんに頼んで素敵なのを販売する傍ら、そのオイルを地元のレストランや学校給食にも使っていただくという、そういうふうにとただ菜の花をつくっているんじゃないかと広げて、そういういろんな地域につながって行って販売している。そういう話を聞かせていただきました。その菜の花はただ菜の花を花にして菜の花オイルをつくるだけではなくて、その地元高菜っていうのが名産地なんだと思うんですけど、高菜をつくる農家に何年か菜の花をつくるんだけど、ちゃんと地元の農家さんに今度畑として変えて、また違うところに菜の花をつくって畑として変えていくというような循環をしている。そして、今菜の花ばかりじゃなくて、次にローゼルという花とかがくとかを美しくなる食べ物なんだそうですけど、そういうのもまた新たな取り組みを進めている。そういう今も継続して続けているんですけど、そういう話を聞かせていただいたときに、やはりいろんな人とつながっていくつながり方がすごくやはり女性農業委員の力っていうんですかね、ならではのところがなんだなというふうに思いました。同じ女性農業委員から話を聞くというのですごく会場の皆さんが大学の先生とか、そういうんじゃないかととても親しみが持てて、みんなが「一歩でも踏み出せばいいんだよね」という声がすごくあちこちから聞こえていました。

その後、各部屋分かれてグループディスカッションしたんですけども、そんな

中でも耕作放棄地や女性の農業委員を増やしていくとか、いろんなテーマを持って取り組んだんですけど、この耕作放棄地にいえばどの県もすごく取り組んでいるし、大切な課題であります。多くの意見が出ました。そういう中で私も新潟県だけではなくて、そういう多くの北陸4県と一緒に皆さんがそういうところでちゃんと活動しているんだというのがすごく力強く感じましたし、いろんなことを教えていただいて、出させていただいて本当にありがたかったなと思っております。簡単ですが、以上です。

議長（上村会長）

ありがとうございました。

それぞれこの会務報告・部会報告等終了したわけですが、皆様方から何かご質問等ありましたらお願いいたします。

（特になし）

特になさいますので、先に進めさせていただきますが、大変この会務等々につきましましては、農業祭の参加、また非常に11月には研修会等、また農業者年金の関係等々でお呼びをいただくということでございます。特にこの時期は勉強の時期というような行事が続くわけですけれども、皆さん方からぜひひとつ参加をお願いしたいと思います。そんなことで報告事項については終了させていただきます。

議事録署名委員の指名について

議長（上村会長）

続きまして、日程第2「議事録署名委員の指名」について議題といたします。会議規則第14条に掲げてありますので指名させていただきますが、議長に一任していただけますでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議事録署名委員に議席番号9番森山行雄委員及び議席番号10番森山武郎委員の両名を指名いたします。

農地貸借の合意解約について

議長（上村会長）

続きまして、日程第3報告第1号「農地貸借の合意解約」について事務局の説明をお願いいたします。

事務局（穴沢主任）

議案書2ページをお願いします。

日程第3報告第1号「農地貸借の合意解約」について今月は13件の届出がありました。詳細については事前配付のとおりです。以上です。

議 長（上村会長）

ただいま報告第1号につきましては、事務局の説明のとおり事前配布ということ
であります。目を通していただけたと思いますが、質問・ご意見等ある方はご発言
をお願いいたします。

（特になし）

特になさいますので、お諮りいたします。報告第1号「農地貸借の合意解約」
については、届出のとおり承認することによろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、承認することといたします。

農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議 長（上村会長）

続いて、日程第3報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」につ
いて事務局の説明をお願いいたします。

事務局（穴沢主任）

議案書5ページをお願いします。

日程第3報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について、今
月は4件受理し、受理通知書を送付いたしました。既に賃借権の設定、認定農業者
等へ貸し付けされている農地があります。相続人は市外の方もおいでですが、市内
の方が今後も継続して耕作されていくものと思います。以上です。

議 長（上村会長）

報告第2号について、事務局の説明が終わりました。内容について質問・ご意見
ある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

それでは、特になさいますのでお諮りいたします。報告第2号「農地法第3条
の3第1項の規定による届出」については、届出のとおり承認することによろしい
でしょうか。

「異議なし」の声あり。

では、異議なしと認め、承認することといたします。

農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

議長（上村会長）

続いて、日程第4報告第3号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出」について事務局の説明をお願いします。

事務局（高橋主任）

議案書6ページをお願いします。

報告第3号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出」について、今月は1件の届出がありました。

整理番号1	申請人	*****	
	申請地	*****	畑 113 m ²
	転用目的	農機具格納庫	

議長（上村会長）

報告第3号について、事務局の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

それでは、特にないようすでお諮りいたします。報告第3号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出」については、届出のとおり承認することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、異議なしと認め、承認することといたします。

農地法第3条の規定による許可申請について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（穴沢主任）

議案書7ページをお願いします。

日程第4議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」について、今月は所有権移転贈与1件、売買3件、合計4件です。

整理番号1	申請地	*****	畑ほか1筆	合計 858 m ²
	譲渡人	*****		

	譲受人	*****		
	権利種別	所有権移転 贈与		

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。譲渡人は高齢で体調不

良のため、または市外に居住しており耕作できないため、譲受人との贈与の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は大型機械を所有しておりませんが、経験年数は十分あるため、自家用野菜をつくるとのことで、今後とも効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

整理番号2 申請地 **** 田ほか1筆 合計 626 m²
譲渡人 ****
譲受人 ****
権利種別 所有権移転 売買 全体で****円

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。譲渡人は相続により農地を取得しましたが、市外に居住しており耕作することができないため、譲受人との売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は大型機械を所有しており、経験年数も十分あるため、今後とも効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

整理番号3 申請地 **** 田ほか5筆 合計 3,539 m²
譲渡人 ****
譲受人 ****
権利種別 所有権移転 売買 全体で****円

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。譲渡人は高齢になり耕作が困難なため、譲受人との売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は大型機械を所有しており、経験年数も十分あるため、今後とも効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

整理番号4 申請地 **** 田ほか1筆 合計 1,403 m²
譲渡人 ****
譲受人 ****
権利種別 所有権移転 売買 全体で****円

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。申請地は譲受人の自宅の裏手にあり、譲渡人は市外に居住しており、耕作することが困難であることから譲受人との売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は大型機械を所有しておりませんが、経験年数は十分あるため、作業委託等により今後とも効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

以上、整理番号1番から4番まで議案書に記載のあるとおり農地法第3条第2項各号に該当していないため、許可要件の全てを満たすと考えます。以上です。

議長（上村会長）

議案第1号について、事務局の説明に続いて、地区担当委員の調査、補足説明ありましたらお願いいたします。

まず整理番号1番、酒井浩委員は欠席でございます。これは、事務局の報告のとおりということでございます。

整理番号2番ですが、本人いわゆる譲受人と面談、また現地確認をさせていただきました。引き続き耕作を続けるということでございます。譲渡人につきましては、事務局が申し上げたとおりでございます。何ら特に問題ありません。

続いて、整理番号3番櫻井信夫委員も欠席でございます。事務局の報告のとおりでございます。

小幡悦男委員

整理番号4番ですが、*****さんと先般現地確認しまして、事務局の説明のとおりですが、宅地も含めて売買をするということです。

議長（上村会長）

それでは、事務局並びに地区担当委員の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

それでは、特になしですので、採決に入ります。採決は権利の種類ごとに行います。

まず、所有権移転贈与に関する整理番号1番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、所有権移転売買に関する整理番号2番から4番まで、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」についての整理番号1番から4番まで、異議なしと認め、許可することといたします。

事業計画変更承認申請の承認について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第2号「事業計画変更承認申請の承認」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（高橋主任）

議案書の8ページをお願いします。

議案第2号「事業計画変更承認申請の承認」について、今月は3件となっております。

関連がありますので、まとめて説明いたします。

整理番号1	当初計画者	*****
	申請地	***** 田 332.13 m ²
	当初転用目的	店舗1棟1階建て駐車場（14台）
	変更申請概要	事業計画面積の変更
	変更理由	分筆登記後の事業計画面積の増加

整理番号2	当初計画者	*****
	申請地	***** 田 443.44 m ²
	当初転用目的	店舗1棟1階建て駐車場（14台）

変更申請概要 事業計画面積の変更
変更理由 分筆登記後の事業計画面積の増加

整理番号3 当初計画者 ****
申請地 **** 田ほか1筆 合計 741.35 m²
当初転用目的 店舗1棟1階建て駐車場(14台)
変更申請概要 事業計画面積の変更
変更理由 分筆登記後の事業計画面積の増加

申請地は****地内です。平成29年7月14日付にてコンビニエンスストア店舗及び駐車場の建築を目的に5条許可を得ております。その後測量分筆登記において地積に端数が生じたため、事業計画変更の承認申請がこの度あったものです。

議長(上村会長)

議案第2号について、事務局に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明ありましたらお願いいたします。

小幡悦男委員

整理番号1番から3番ですが、事務局の説明のとおりでございます。

議長(上村会長)

それでは、事務局並びに地区担当委員の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

佐藤廣治委員

この案件は結局面積が変わったとかっていうわけで説明をしているんですが、この資料を見てもどこがどういうふうに変ったのかさっぱり分からないんですが、どういうふうに変っているんですか。

事務局(高橋主任)

平成29年7月14日付の許可では分筆前の申請でありまして、小数点以下がまだ確定しておらない面積での許可となっております。例えば整理番号1ですけれども、1570-8となっておりますが、こちらは分筆前は332 m²で許可となっております。申請ありました4筆について、小数点以下の分が全て増えておる形での変更となっております。

議長(上村会長)

よろしいでしょうか。

佐藤廣治委員

ちょっとそれが分かるような何か、その資料みたいなものを出せないのかということなんです。それがないと前の許可が****だったか****だったか分からんけども、332 m²で承認したんですよと、それで分筆してみたら端数の0.13 m²がくっつきましたと、そういうことならそういう何か説明をしたらどうでしょうかという。

議 長（上村会長）

説明の足らなかったところもあろうかと思います。前の同じ案件の中での変更の理由・内容というようなことの中での分かりやすいような説明ということでございますので、事務局もし前に出ていた案件での変更等で報告できることであれば、今後そのようなことで報告、または説明をお願いしたいと思います。

ありがとうございました。

事務局長（米山事務局長）

分かりました。

議 長（上村会長）

ほかにどうでしょうか。

（特になし）

それでは、特にないようですので、採決に入ります。議案第2号「事業計画変更承認申請の承認」について整理番号1番から3番まで申請どおり承認することを決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、異議なしと認め、日程第4議案第2号「事業計画変更承認申請の承認」について、整理番号1番から3番まで承認することを決定し県に進達することといたします。

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する 意見について

議 長（上村会長）

続いて、日程第4議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（高橋主任）

議案書の9ページからお願いします。

議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、今月の申請は8件です。

整理番号1	申請地	*****	田	26 m ²
	農地区分	第三種農地		
	権利種別	所有権移転	売買	*****円
	譲渡人	*****		
	譲受人	*****		
	申請概要	雪下ろし場の庭敷地拡張		
	転用目的	雪下ろし場の庭敷地拡張		

判断理由 都市計画法に規定する用途地域第1種住居地域が定められているため。

整理番号2 申請地 **** 田 73 m²
農地区分 第三種農地
権利種別 所有権移転 売買 ****円
譲渡人 ****
譲受人 ****
申請概要 雪下ろし場の庭敷地拡張
転用目的 雪下ろし場の庭敷地拡張
判断理由 都市計画法に規定する用途地域第1種住居地域が定められているため。

申請地は、****と****との境に位置し、市営住宅近くの農地です。****と****の****をまたぎ、一体の計画で雪下ろし場の庭敷地の拡張をする申請となっており、この度申請があったものです。

整理番号3番から5番については、先ほど事業計画変更申請で説明したとおりでありまして、5条の申請面積については小数点以下の面積となっております。

整理番号6 申請地 **** 畑 227 m²
農地区分 第一種農地
権利種別 所有権移転 売買 ****円
譲渡人 ****
譲受人 ****
申請概要 雪下ろし場
転用目的 雪下ろし場
判断理由 申請に係る周辺の地域において、居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの。

申請地は****地内の農地です。隣接する住宅の所有権移転に伴い、雪下ろし場に利用していることからこの度申請があったものです。

整理番号7 申請地 **** 畑 192 m²
農地区分 第二種農地
権利種別 所有権移転 売買 ****円
譲渡人 ****
譲受人 ****
申請概要 家庭菜園・排雪場
転用目的 家庭菜園・排雪場
判断理由 申請地の周辺は宅地化が進んでおり、住宅事業用施設または公共施設などが連担することが見込まれる地区であるため。

申請地は****地内の農地です。毎年屋根雪処理に苦慮しており、申請地に排雪している状況でしたが、譲渡人と話がまとまり、この度申請があったものです。

整理番号 8	申請地	*****	畑	279 m ²
	農地区分	第二種農地		
	権利種別	使用貸借権設定		
	貸付人	*****		
	借受人	*****		
	申請概要	携帯電話基地局の作業ヤード（一時転用）（H30.1.31）		
	転用目的	携帯電話基地局の作業ヤード		
	判断理由	申請地は、仮設工設物等設置のための一時的な利用に供するためのものであり、当該利用の目的達成をする上で当該農地を供することが必要であるため。		

申請地は*****地内の農地です。携帯電話基地局建設のための作業ヤード用敷地として利用したいため、申請があったものです。なお、作業ヤードのため、一時転用申請となっており、工事完了後は農地に復元することとなっております。また、携帯電話基地局については、認定電気通信事業者による中継施設の設置は転用許可除外となっておりますので、この度申請はありません。

議 長（上村会長）

議案第3号について、事務局の説明に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明ありましたらお願いいたします。

佐藤新一委員

整理番号1番・2番ですが、事務局の説明のとおりでございました。現地調査に行きまして、譲受人本人にちょうどお会いしまして、お話を聞いたところ事務局の説明のとおりのお答えが出てきました。

議 長（上村会長）

続いて、整理番号3番・4番・5番については先ほど事業計画変更の議案の小数点の説明の部分ということでございます。事務局の説明ということでよろしいでしょうか。

佐藤新一委員

整理番号6番ですが、これも一番最初のときは自宅と田んぼということで*****さんからという話で、事務局のほうから説明がありまして、自宅と雪下ろし場を買いたいというようなことで現地を確認してきました。間違いないと思います。

議 長（上村会長）

整理番号7番につきましては、事務局の報告のとおりということでございます。

渡邊正一委員

整理番号8番ですが、今説明のとおりですが、業者からお話も聞きましたし、*****さんからもお話も聞いて確認いたしました。ただ*****さんいわく問題はないんですけど、「春1回説明に来たっきり、その後何にも話がないんで、もう駄目になったかと思ったんや」と、こういう話をしていました。じゃ、止めるかと言ったら、「いや止めなくてもいいです」と、こういう話でしたので、業者にも

う一度指導お願いしたいと思います。

議 長（上村会長）

それでは、事務局並びに担当委員の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方はお願いいたします。

富永虎良委員

勉強不足なんで少し教えてもらいたいですけども、整理番号1番・2番と、それから6番・7番、雪下ろし場だとか、家庭菜園だとかというのこれ、あれでしようかね。雑種地に変更になるということということでしょうかね。

議 長（上村会長）

転用その後の状況ということですが、事務局お願いいたします。

事務局（高橋主任）

宅地と一体と考えるので、宅地への地目変更になるかと思えます。

富永虎良委員

宅地。分かりました。

議 長（上村会長）

そのほかどうでしょうか。

（特になし）

それでは、特にないようですので、採決に入ります。採決は番号順に行います。まず、整理番号1番について、申請どおり許可相当に決定することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号2番について、申請どおり許可相当に決定することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号3番について、申請どおり許可相当に決定することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号4番について、申請どおり許可相当に決定することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号5番について、申請どおり許可相当に決定することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号6番について、申請どおり許可相当に決定することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号7番について、申請どおり許可相当に決定することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号8番について、申請どおり許可相当に決定することよろしい

でしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、異議なしと認め、議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、整理番号1番から8番まで許可相当に決定し県に進達することといたします。

農地法の適用を受けない事実確認の決定について

議長（上村会長）

続いて、議案第4号「農地法の適用を受けない事実確認の決定」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（高橋主任）

議案書の11ページからお願いします。

議案第4号「農地法の適用を受けない事実確認の決定」について、今月の申請は19件です。

まず、整理番号1番から13番については農地パトロールの結果、推進委員の山田委員と農業委員の大塚委員が中心となりまして、申請者をまとめていただきまして、この度申請がありました。*****脇の農地に7月の豪雨災害により山からの土砂が流入し、農地として復元することが困難になった案件です。

整理番号14番から16番がまたこちらも一体地区となっております、その他整理番号17番・18番・19番については議案書のとおりであります。

議長（上村会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。推進委員、また農業委員の農地パトロールによる中での地権者との協議、また現状の把握ということの中での申請ということでございます。内容について質問・ご意見のある方はお願いいたします。

小幡悦男委員

この今の理由は分かったんですけども、現況としてはこのままの状態、土砂が入っているんでしょうけども、土砂を片付けずにそのままにしておくんでしょうか。それとも、土砂を片付けるんでしょうか。

事務局（高橋主任）

片付けるとは聞いておりませんが、その後どうするかは地主さんご本人さんの判断になるかと思えます。

小幡悦男委員

もし片付けるようであれば、また田んぼにできるのではないかなと思うんですが、片付けなければそれで。

事務局（高橋主任）

そのような意志がないということを確認して、現地を確認した上で、今の時点と

いいですか非農地の判断ということでありまして。片付けて農地として利用するようであればわざわざこの申請をすることは無いと思います。また農地として復元するような状態ではないということです。

議 長（上村会長）
よろしいでしょうか。

小幡悦男委員
休憩してもらって雑談の中で、いろいろか、この案件で。

議 長（上村会長）
とりあえずこれだけ採決をさせていただけますか。
議案第4号についてそれぞれ説明が終わりました。特に質問等ないようですので採決に入らせていただきます。議案第4号「農地法の適用を受けない事実確認の決定」については、申請のとおり決定してよろしいでしょうか。
「異議なし」の声あり。
それでは、異議なしと認め、整理番号1番から19番までは申請どおり決定することといたします。

議 長（上村会長）
はい。
それでは、議案の審議を続けさせていただきます。

農用地利用集積計画の意見決定について

議 長（上村会長）
日程第4議案第5号「農用地利用集積計画の意見決定」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（穴沢主任）
議案書16ページをお願いします。
日程第4議案第5号「農用地利用集積計画の意見決定」について説明させていただきます。これは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画の意見決定について意見を求めるものです。

利用権（設定）	件数	35 件
	筆数	113 筆
	面積	138,539.00 m ²

なお、詳細につきましては事前配付のとおりです。

続きまして、所有権移転ですが、議案書25ページをお願いします。

今月は売買 2 件です。

なお、今回の整理番号 2 番の案件につきましては、*****委員本人の案件でございますので、農業委員本人は審議・採決ができないことから最後になりますので、あらかじめご了承お願いいたします。

事務局（穴沢主任）

整理番号 1	所有権を移転する農用地	*****	田	1,531 m ²
	所有権を移転する者	*****		
	所有権の移転を受ける者	*****		
	売却価格	全体で*****		円

以上、利用権設定並びに所有権移転につきまして、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を全て満たしていると考えます。

一旦説明を終わらせていただきます。

議長（上村会長）

ただいま事務局のほうから説明がありました。前段につきましては事前配付ということでございます。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、採決に入りますが、まずもって利用権設定に係る整理番号 1 番から 35 番まで、農業経営基盤強化促進法に関わる整理番号 1 番についてまで申請どおり、計画のとおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、決定することといたします。

それでは、*****委員退席を願ひまして、25 ページ、所有権移転に関する整理番号 2 番の説明をお願いいたします。

事務局（穴沢主任）

整理番号 2	所有権を移転する農用地	*****	田ほか 3 筆
		合計 3,374 m ²	
	所有権を移転する者	*****	
	所有権の移転を受ける者	*****	
	売却価格	全体で*****	円

所有権移転につきまして、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を全て満たしていると考えます。以上です。

議長（上村会長）

それでは、この案件につきまして、内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、採決に入ります。議案第 5 号、所有権移転に関する整理番号 2 番について、計画のとおり承認してよろしいでしょうか。

異議なしと認め、承認することといたします。

その他

事務局（米山事務局長）

- ・農地利用最適化推進委員、農業委員の自宅電話番号と携帯電話番号の表一覧郵送について

事務局（穴沢主任）

- ・11月1、10日の食育出前講座についての協力願い
- ・11月15日研修会の詳細について
- ・11月22日農業委員大会の詳細について

議長（上村会長）

それでは、本日総会に提案いたしました報告並びに議案事項については全て審議をいただきました。ありがとうございました。

（時刻は14時42分）

上記会議の内容は、平成29年度第8回魚沼市農業委員会総会の顛末に相違ないことを認め、署名する。

平成 年 月 日

魚沼市農業委員会

議席番号 番

議席番号 番
